

工事が完了しました

有都交流センターの改修

老朽化した有都交流センターの大規模修繕とバリアフリー化工事が完了しました。
主な工事内容は、次の通りです。



改修後の有都交流センター

老朽改修工事

外壁改修、屋上防水改修、内装改修、建具改修、空調設備改修、外構改修、照明改修

バリアフリー化工事

エレベーターの設置

耐震補強工事

その他設備工事

太陽光発電設備および蓄電池の設置

◆問い合わせ 人権啓発課、有都交流センター(98222930)



設置されたエレベーター

通学路の整備

中央小学校敷地内通路整備工事

中央小学校の校舎西側道路は、道幅が狭いうえに自動車の交通量が多く危険なため、小学校内のグラウンド西側フェンスに沿って新たに通路を整備し、あわせて側溝や門の改修もしました。



中央小学校敷地内通路

安全に登下校できるようになりました

さくら小学校通学路 安全対策工事

登下校時に児童が集中する、さくら小学校の校舎北側の歩道を、安全確保のため整備しました。

この工事では、市道三反長泉線の歩道を市道男山1号線の交差点から、さくら小学校正門までの間、幅員を約2.5mに拡幅しました。

◆問い合わせ 教育総務課



さくら小学校北側の拡幅後の歩道

高額医療・高額介護合算制度

国民健康保険(国保)または後期高齢者医療制度の被保険者が、対象期間(平成26年8月1日~27

年7月31日)に支払った健康保険と介護保険の自己負担額を合算して、表の自己負担限度額を500

円以上超えた場合、その超えた金額を支給します(申請が必要で

70歳未満

所得金額(※)	自己負担限度額 (平成26年8月~平成27年7月)
901万円を超える	176万円
600万円を超え901万円以下	135万円
210万円を超え600万円以下	67万円
210万円以下	63万円
市民税非課税世帯	34万円

※所得金額=総所得額等から基礎控除(33万円)を引いたもの

70歳以上

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ(※2)	31万円
低所得Ⅰ(※1)	19万円(※3)

※1 市民税の非課税世帯で、所得が一定以下(年金収入80万円以下)の人

※2 市民税の非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の人

※3 低所得Ⅰ区分の世帯で介護サービス利用者が複数いる世帯は、限度額が異なります。

◆問い合わせ 国保医療課

国保の届け出は14日以内に

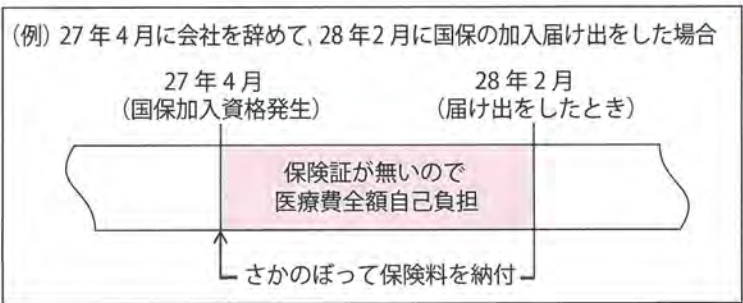
加入手続きが遅れると

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、共済組合などの健康保険があります。

国民健康保険(国保)は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居していても加入できない場合あり)に入れない場合や、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。

就職や退職、転入や転出などに伴って国保の加入や脱退の手続きが必要になった場合は、必ず国保に国保医療課に届け出てください。

◆問い合わせ 国保医療課



保険料の納付 お忘れなく!

皆さんに納付していただいた保険料で、各保険制度は成り立っています。保険料は、皆さんが病気やケガをしたときに安心して受診し、必要な治療が受けられる大切な財源です。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は納期内に、忘れず納付してください。

納期限を過ぎると督促状が送付され、督促手数料や延滞金がかかります。保険料を納付するのに困難な事情がある場合は、そのまま放置せず早めにご相談ください。また、相談なく滞納すると法令に基づき、滞納処分の対象となりますのでご注意ください。

安全・確実・便利な 口座振替の利用を

保険料の納付には、安心・確実な口座振替の利用が便利です。

金融機関に納めに行く手間が省けるばかりでなく、納め忘れる心配もありません。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または、金融機関口座届出印を持参いただければ保険料収納課でも申し込みいただけます。

◆問い合わせ 保険料収納課



老人医療負担金 貸付金のお知らせ

市では、市内在住の後期高齢者医療被保険者および老人医療受給者を対象に、入院時の医療費の自己負担分の貸し付けを行っています。

◆問い合わせ 国保医療課